

岐阜県立多治見高等学校 いじめ防止基本方針

平成 28 年 4 月 1 日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) 学校姿勢（自校の課題）

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見、早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

2 いじめの未然防止のための取組み

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

①いじめ防止組織の名称

多治見高校いじめ防止委員会

②組織の構成員

- ・学校関係者：学校長、教頭、各分掌長、学年主任、教育相談担当、養護教諭、
(必要に応じて生徒代表)
- ・第三者：臨床心理士、保護者代表、地域代表

③組織の運営

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として「多治見高校いじめ防止委員会」に教育委員会等より必要委員を加えて「多治見高校いじめ対策委員会」を組織する。
- ・年2回（4月と2月）「多治見高校いじめ防止委員会」を開催し、いじめの防止と対応に対する取組について第三者に意見を求め、見直しや改善を図る。(P D C Aサイクル)

(2) 学校及び各分掌の取組

①学校全体

- ・全ての教育活動をとおして、望ましい人権意識を醸成してお互いの人格を尊重し合える態度を育成するとともに豊かな情操や道徳心を育てる。
- ・「報告・連絡・相談」体制を整えて情報の共有を図り、管理職を中心とした組織対応を維持する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質向上のため、研修等へ積極的に参加する。

②生徒指導部

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめ調査」「生活実態調査」「迷惑調査」等を実施し状況を把握する。
※県のいじめ調査に合わせて年3回実施（6月、11月、1月）
- ・広く情報を収集できる教育相談体制を整え、いじめの早期発見、早期対応につなげる。
- ・全ての教員がいじめ相談に対応できるよう校内職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・講演会やLHRをとおして情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズなどの社会貢献活動への参加により、自己有用感を高める。

③教務部

- ・全校生徒・教職員で授業規律を徹底して整える。
- ・研究授業や公開授業を行う機会を増やし、質の高い「わかる授業づくり」を目指す。
- ・保護者や地域の方々を対象に授業公開をし、開けた学校を目指す。
- ・授業の中で「言語活動の充実」や「アクティブラーニング」を意識した授業を行い、他者の意見に耳を傾けながら自分の考えを論理的にわかりやすく伝えることができる能力を育てる。
- ・保護者や生徒からの意見は、アンケート等を利用して現状を分析し、対応と改善に努める。
- ・学習や学校生活、部活動等について、努力と成果を適正に評価し表彰することで、生徒が相互に認め合い高めあえる学校を目指す。

④進路指導部

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。
- ・進路指導をとおして、生徒一人一人の自己効力感や自己有用感を高めることで、自他の尊重の精神を養う。
- ・ゼミ学習(総合的な学習の時間)やLHRでの発表、討議をとおして他者を理解し、話し合いの意義を理解する。さらに、他者をとおして自己理解の一助とする。
- ・受験等における挫折や失敗をとおして、競争の中での協力・協調の大切さを知るとともに、欲求不満の解消の仕方について学ぶ。
- ・先輩や社会人と語り合う中で、自らのあこがれの存在を持つなど将来の目標をより具体化することで生き方について考えさせる。

⑤特別活動部

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

⑥保健厚生部

- ・生徒が主体となって環境美化活動に取り組むことで、自ら考え行動できる力と奉仕の精神を養う。
- ・保健室と担任、教育相談係が連携して生徒に関する情報を収集し、全職員での情報の共有と指導方針の一本化につなげる。

⑦渉外部

- ・保護者と接する機会をとおして情報を収集し、いじめの実態を把握する。
- ・家庭でできるいじめ予防の取り組みを育友会役員会や各委員会を中心に協議し、会員に啓蒙することで学校と協力していじめ予防を進める。

⑧図書視聴覚部

- ・人権意識を高め健全な人間関係を築くために、よりよい影響を与える良書の購入とその紹介に努める。
- ・朝読書等を活用して読書習慣の形成に努め、日常の自己の言動を静かに見つめる機会を多くつくり、精神的な成長を促す。

(3) 年間計画

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 第1回校内いじめ防止職員研修 (4/20) 教育相談(二者面談)	・いじめ防止に関する講話 ・ <u>いじめの定義と認知についての確認</u> 具体的対応の確認 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認
5	Σ検査(6/10) 第1回「いじめ防止委員会」 (5/30)	・生徒心理検査(1、2年生対象) ・ <u>「いじめ防止基本方針」に基づいた学校の方針と年間の取組について検討</u>
6	職員研修①(6/10) 第1回校内いじめ調査(全校)	・ <u>発達障がいのある生徒への個別支援</u> (岐阜県発達障がい者支援センターのぞみ、不破崇晴発達相談員) ・いじめ、迷惑調査(全校)
7	第1回県いじめ調査(4~7月) 三者面談	・第1回県いじめ調査(4~7月) ・家庭生活の状況確認、進路希望
8	第2回校内いじめ防止職員研修	・ <u>事例研究と夏季休業中の生徒情報交換</u>
9	職員研修②(9/15)	・情報モラル講話(LINE)
10	職員研修③(10/6)	・ <u>人権統一LHR(ひびきあいの日)</u>
11	第2回校内いじめ調査(全校)	・いじめ、迷惑調査(全校)
12	第2回県いじめ調査(8~12月) 三者面談	・第2回県いじめ調査(8~12月) ・家庭生活の状況確認、進路希望、文理選択
1	第3回校内いじめ防止職員研修 (1/18) 第3回校内いじめ調査(全校)	・冬季休業明けの生徒情報交換 ・いじめ、迷惑調査(全校)
2	第2回「いじめ防止委員会」 (2月中旬)	・いじめ防止の年間の取組みの検証と課題
3	第3回県いじめ調査(1~3月) 第4回校内いじめ防止職員研修 (反省職員会議)	・第3回県いじめ調査(1~3月) ・今年度の反省と来年度に向けての方針

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

①組織対応

- ・「多治見高校いじめ防止委員会」「多治見高校いじめ対策委員会」による対応
- 学校主体で対応できる場合は、「多治見高校いじめ防止委員会」で対応し、重大事態の場合は、「多治見高校いじめ対策委員会」で対応する。

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

②対応順序

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

①対応順序

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

②学校主体による調査組織の編成

- ・ 「多治見高校いじめ対策委員会」に、さらに必要な第三者を加えることができる。

※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

③学校主体による調査における注意事項

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実我真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）

- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

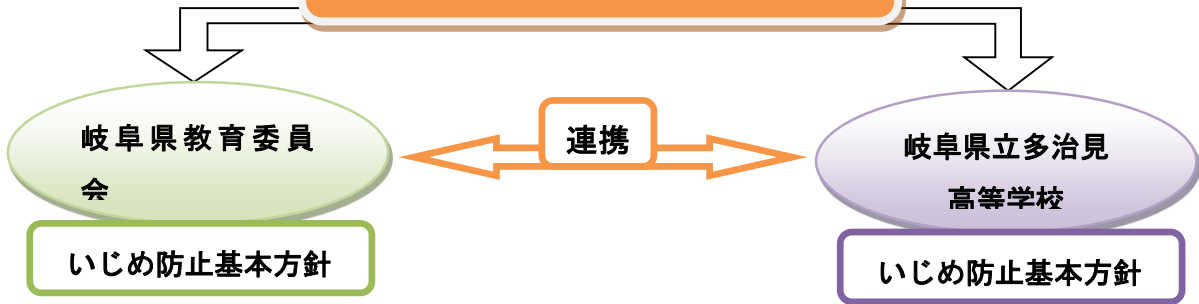
いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の個人調査データ（心理検査等、いじめ調査、迷惑調査、進路調査等）は、生徒の在籍期間内は必ず保管する。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

5 組織全体図

いじめ防止対策推進法



【県教委】 岐阜県いじめ問題対策検討会
 (県方針の検討・関係団体との
 情報共有・市町村連携)

【常設】(4月、2月)
 いじめ防止委員会
 (学校方針の検討・情報共有・反省)

【県教委】 岐阜県いじめ防止対策審議会
 (直接、重大事態の再調査にあたる)

【臨時】
 いじめ防止委員会 で対応
 (いじめの認定・対応・説明・指導)

報告書の作成と被害者への提示
 ↓
 解

※いじめ事案発生時
 ※重大事態に発展
 県教委からの委員を加え
 いじめ対策委員会
 ↓
 解 (継続的なケア)

再 調
 ↑
 ↓

被害者の不服
 再調査の依頼
 ↓

〔詳しい調査の実施〕・アンケート ・聞き取り 等
 ↓
 報告書の作成と被害者への提示
 ※学校での解決が困難な時は、
 県教委の判断を仰ぐ
 ↓
 解 (継続的なケア)

県 岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会
 (知事部局によるいじめの再調査、構成員は全て第三者による調査)